西遠浄化センター水処理棟上部利用施設運用方針

(趣旨)

第1条 この運用方針は、西遠浄化センター水処理棟上部利用施設(駐車場含む)の管理要綱並びに管理要領に基づく施設管理を行う上で、浜松市公共下水道西遠浄化センター施設管理者(以下「施設管理者」という。)の判断に委ねられている運用に関し、必要な事項を定める。

(利用時間の変更)

- 第2条 管理要領第2条に定める利用時間を変更して使用させる場合とは、次の各号に該当する場合とし、イベント等による時間外の施設管理は利用者の全責任において行わせることとする。
 - (1) 地域の要望等を受けて、夏時間などを設定する場合
 - (2) 市や町内会、自治会、老人会、子供会が主催又は後援するイベント等で、利用時間を変更せざるを得ない相当の理由がある場合なお、個人又は企業等が主催する特定の団体のイベント等については、原則、利用時間の変更は認めないこととする。
 - (3) その他、公共的目的で行われるイベント等で、利用時間を変更せざるを得ない相当の理由がある場合

(利用許可する団体等)

第3条 管理要綱第4条に基づき、施設利用を許可する団体等については、上部利用施設の 設置目的を踏まえ、一般利用者への配慮をしつつ、管理要綱第5条に該当しない限 り広くこれを認めるものとする。

(施設利用許可の留意事項)

- 第4条 管理要綱第4条に基づき施設利用を許可する場合は、次の事項について配慮し、必要に応じて許可条件を附すこと。
 - (1) 施設を利用する一般市民に対して、広場内の掲示板等を使い、利用の内容に ついて事前に十分な周知を行うこと
 - (2) 市や町内会、自治会、老人会、子供会が主催又は後援するイベント等以外は施設の全部使用を認めないこと
 - (3) 個人又は企業等が主催する特定の団体のイベント等については、その占有範囲は最小限に抑え、極力、芝生広場内とし、一般利用者の利用に配慮すること

- (4) イベント等の開催に付随して、必要と認められる催し物については、これを 認めるものとする。
- (5) イベント施設設置等に伴う、杭・アンカー等の打込みを許可する場合は、盛 土厚さを判断の上、必要最小限に留めること

附則

この運用方針は、平成28年4月1日から施行する